



検察庁ってどんなところ？Vol.3～検察事務官の仕事～



今回は、検察事務官が行っている仕事の一端を説明します。

検察庁では、検察官と検察事務官が働いています。

検察官は、ヒーゴタイムズ第1号で説明したように、犯罪をした疑いのある人(=被疑者)を取り調べたりして犯罪を捜査したり、裁判所に行って、起訴した人が有罪であることを立証したりするなどの仕事をしています。

検察事務官は、取調室で、検察官が取り調べるのに立ち会って、被疑者等の供述を調書にする作業をしたり、時には、検察官の指示を受けて、被疑者を取り調べたり、逮捕状を持って、被疑者を逮捕したりもしますし、犯罪をした証拠を探すため、それを許可する令状を持って、被疑者の自宅等を捜索したりなどもしています。

起訴された人(=被告人)が、裁判で、懲役(=刑務所に収容して、働かせる刑罰)、禁錮(=刑務所に収容するけれど、働かされることはない刑罰)、罰金(=バッキン)等の刑罰になると、検察官は、その刑罰の執行を指揮して、刑務所に入れたり、罰金等を徴収したりします。

検察事務官は、ここでも、検察官の指示を受けて、裁判を受けた被告人を刑務所に連行する手続きをしたり、罰金を徴収したりしていますが、時には、裁判を受けたのに、逃げて、刑務所への収容を免れようとしたり、罰金を納めない人を探し、見つけたら、拘束して刑務所に連れて行ったりすることもしているのです。

このように、検察事務官は、検察官と二人三脚で、犯罪の捜査や刑罰を執行する仕事をしています。

検察庁職員からのメッセージ ～次世代を担う中学生の皆さんへ～



皆さん、こんにちは。私は、平成23年4月から検察庁で働くことになりました。現在、徴収を担当し、罰金等を納めてもらう事務を行っています。検察庁での仕事は、今までに経験したことのないことばかりで、戸惑いも多いのですが、毎日先輩や上司の方々から支えられて、新鮮で楽しい日々を過ごしています。私は、学生のころは理系科目が好きで、大学では数学を学びました。しかし、友人の薦めで法律の本を読んだことがきっかけで、法律の面白さや奥深さに興味を持ち、検察事務官になろうと思いました。自分が検察事務官になるなんて、学生のころは夢にも思っていませんでしたし、正直なところ検察事務官という仕事があることさえ知りませんでした。だから、検察事務官になるきっかけをくれた友人には本当に感謝しています。もし、その友人がいなかったら、私は、法律の面白さに気付くことはできなかったでしょう。実際に私も法律の面白さに気付くのに、随分時間が掛かりました。だからこそ、皆さんは、是非多くのことを経験してみてください。多くの経験をすることで、今まで気付くことができなかった、たくさんの「面白いこと」に気付くことができるはず。まずは、焦らず、ゆっくりでいいので、いろいろなことを経験して自分が本当にしたいことを見つけてみてはいかがでしょうか。

検察庁Q&A

問題1 平成22年に熊本県内で発生した少年事件で、検挙数が多かった犯罪は何でしょうか。

- ① 薬物(シンナー等の乱用)
- ② 凶悪・粗暴(殺人、強盗、傷害等)
- ③ 窃盗(万引き、自転車盗、オートバイ盗等)

問題2 犯罪を起こして警察に逮捕されるのは、何歳以上からでしょうか。

- ① 12歳
- ② 14歳
- ③ 15歳
- ④ 18歳

※答えは裏面に掲載しています。(ヒントは、本年度発刊しましたヒーゴタイムズの中にありますよ。)



今回は、将来みなさんが成人した後、参加することになる裁判員裁判について説明します。

(裁判員制度とは)

1 法廷の裁判官席に座る人

20歳以上の国民の中からくじで選ばれた**裁判員6人+裁判官3人**(裁判員4人+裁判官1人の場合もある)

2 裁判員や裁判官が判断する内容

- (1) 有罪か無罪か(被告人として起訴された人が、本当に**犯罪を犯したのかどうか**)
- (2) 有罪と判断した場合に、どのような刑の重さにするか
刑の種類 死刑、懲役(懲役何年にするか)
罰金(罰金をいくらにするか)等

3 裁判の決め方

- (1) **証拠裁判主義** 裁判のときに検察官、弁護人(被告人)が提出した証拠だけで判断
- (2) 話し合い(評議)
 - ① 裁判員と裁判官で
 - ② 検察官や被告人・弁護人の言い分を参考にしながら
 - ③ 証拠を見たり聞いたりした結果に基づいて
 - ④ よく話し合っ
(人の意見をよく聞こう!遠慮なく自分の意見を言おう!)
決める。

→よく話し合っても意見が分かれる場合は、**多数決**。

(参考)最高裁判所裁判員制度ウェブサイト(裁判員制度ナビゲーション35ページ)
<http://www.saibanin.courts.go.jp/news/navigation>

4 裁判員裁判になる事件

全ての裁判が裁判員裁判にはならない。

裁判員裁判になるのは、例えば

- ・殺人罪(人を殺した罪)
- ・強盗致死傷罪(強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させた罪)
- ・現住建造物等放火罪(人の住居等に放火した罪)

等の重大な事件に限定。

(裁判員制度が始まった理由とは)

- ① 社会の変化;ルール違反については、裁判で白黒付ける必要性が増加
→司法の役割の増加
→国民の司法への理解や信頼が深まる必要がある
→国民が裁判に参加し、その視点・感覚が裁判に反映されれば、裁判が身近になり、司法への理解・信頼が深まる。
また、国民一人一人が自分を取り巻く社会について考えることにつながり、よりよい社会への第一歩となる。→**裁判員制度**
- ② 民主主義とは、「主権者としての国民が国を治める」ということ→国を治めるための立法・行政・司法という三権の一つ「司法」にも国民が参加→**裁判員制度**

法廷内の状況

(裁判員裁判)

●●●○○○●●●
裁判員 裁判官 裁判員

検
察
官
席

弁
護
人
席

証
言
席

傍
聴
席

(この図は、裁判員裁判の法廷の様子を示しています。)

検察官の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっといろんなことを知りたい、また、検察官の仕事である取調べ(模擬)を体験してみたいという方がおられましたら、気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課(広報担当)

電話 096-323-9035 FAX096-323-9097

ホームページアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくは↓↓

熊本地方検察庁

検索

